平成２７年（フ）第６０７号
神奈川県相模原市中央区上溝７丁目11―10
セレーノ・プリモⅡ202
債務者　乳井　亜紀
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０８号
東京都江戸川区中葛西１丁目31―１―706
債務者　勝田　洋子
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０９号
埼玉県白岡市高岩680―612
債務者　君田　大輔
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６１０号
東京都立川市上砂町４丁目45―44―201
債務者　須賀　徹夫
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６１１号
東京都大田区東雪谷３丁目32―８　第２コーポアリス101号
債務者　古澤　英子
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３９号
東京都北区桐ヶ丘２丁目９―Ｎ30―402
債務者　伊藤美恵子
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４０号
神奈川県相模原市南区相武台２丁目１―18
メゾン100―301
債務者　水久保博正
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６５号
東京都豊島区池袋３丁目33―３―103
債務者　笠原　信子
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６６号
東京都墨田区東駒形３丁目18―８―302
債務者　田邊　満江
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６７号
東京都杉並区松ノ木２丁目３―６―103
債務者　神津　和人
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６７５号
東京都足立区栗原２丁目５―５―207
債務者　平澤　智行
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６７６号
千葉県松戸市上本郷2246―405
債務者　櫻岡　千尋（旧姓谷古宇）
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６７７号
東京都練馬区高野台２丁目18―14―203
債務者　守井　礼子
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６７８号
東京都練馬区高野台２丁目18―14―203
債務者　守井　直樹
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８２号
東京都墨田区石原２丁目15―10―402
債務者　中村　博子
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６９３号
東京都練馬区練馬２丁目13―４―301
債務者　雨宮　治彰
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部